

廃棄物処理に係る令和6年度変更事項について

1. 小型家電拠点回収対象品目の拡大

- (1) 目的 再資源化の促進、埋立場の負荷軽減
(2) 場所 市役所2階廃棄物管理課窓口、島松支所、恵み野出張所
(3) 開始時期 令和6年4月1日から
(4) 対象品目例 下記及び別添資料参照（対象品目例及び対象外品目）

令和5年度まで（品目例）



令和6年4月から（追加品目例）



- (5) 想定される費用 年間523,600円（約12t）
(6) 参考（認定事業者の再資源化実績（令和2年度））
・101,942tのうち再資源化された金属の重量は52,222t
・再資源化されたプラスチックは7,529t
・熱回収されたプラスチックは25,301t
・回収した使用済小型家電の90%以上が再生利用

2. 資源物（電池）回収品目の拡大

- (1) 目的 ・再資源化の促進
 ・小型充電式電池によるごみ収集車や処理施設での火災リスク低減
- (2) 開始時期 令和6年4月1日から
- (3) 対象品目例 下記参照

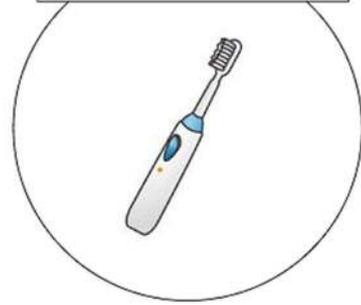
加熱式たばこ



電気シェーバー



電動歯ブラシ



3. 古着拠点回収場所の拡大

- (1) 目的 再資源化の促進
- (2) 場所 えにあす1階玄関入口
- (3) 開始時期 令和6年4月1日から
- (4) 回収箱設置日 平日のみ（土・日・祝日は除く）（週末13時頃回収）
- (5) 箇所



	対象品目	具体的に該当する品目の例
1	電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具	電話機、ファクシミリ、変復調装置（モデム）、ルーター・スイッチ
2	携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機械器具	携帯電話端末（公衆用PHS 端末、スマートフォンを含む）、カーナビゲーション、ETC 車載ユニット、VICSユニット
3	ラジオ受信機及びテレビジョン受信機（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第2号に掲げるテレビジョン受信機を除く）	ラジオ
4	デジタルカメラ、ビデオカメラ、ディー・バイ・ディーレコーダーその他の映像用機械器具	デジタルカメラ、ビデオテープレコーダ/プレーヤ、DVDレコーダ/プレーヤ、BDレコーダ/プレーヤ、BS/CS アンテナ、カーカラーテレビ
5	デジタルオーディオプレーヤー、ステレオセットその他の電気音響機械器具	テープレコーダ、CD プレーヤ、MD レコーダ/プレーヤ、デジタルオーディオプレーヤ、IC レコーダ、補聴器、カーラジオ、イヤホン、ヘッドホン、カーアンプ、MDアンプ、CDアンプ
6	パーソナルコンピュータ	パーソナルコンピュータ ノートブック型/スレート型、パーソナルコンピュータ デスクトップ型（タワー型及び一体型を含む）、パーソナルコンピュータ タブレット型
7	磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置	
8	プリンターその他の印刷装置	プリンター、フォトプリンター、キーボードユニット
9	ディスプレイその他の表示装置	プロジェクター
10	電子書籍端末	電子書籍端末
11	電動ミシン	電気ミシン
12	電気グラインダー、電気ドリルその他の電動工具	電気グラインダ、電気ドリル、電気ポリシャ、電気サンダ
13	電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具	ワードプロセッサ（モニターを含む）、電卓、電子辞書
14	ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具	電子式ヘルスメーター（体組成計・体脂肪計）、電子式ベビースケール、電気式温湿度計、デジタル歩数計、電子血圧計
15	電動式吸入器その他の医療用電気機械器具	治療浴用機器及び装置、家庭用電気・光線治療器、家庭用磁気・熱療法治療器、家庭用吸入器、家庭用医療用物質生成器
16	フィルムカメラ	フィルムカメラ
17	ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気冷蔵庫及び電気冷凍庫を除く）	電子ジャー、食器洗い乾燥機(卓上型)、トースター、ホットプレート、ミキサー、ジューサー、フードプロセッサ、電気製めん機、電気もちつき機、コーヒーひき機
18	扇風機、電気除湿機その他の空調用電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げるユニット型エアコンディショナーを除く）	扇風機、サーキュレーター、送風機
19	電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条第4号に掲げる電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）	電気アイロン、裁縫用電気こて、電気掃除機、ハンドクリーナー、床みがき機
20	電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機械器具	電気こたつ、電気ストーブ
21	ヘアードライヤー、電気かみそりその他の理容用電気機械器具	ヘアードライヤー、電気かみそり、電気脱毛器、電気ハサミ、電動歯ブラシ、家庭用噴霧機、風呂水用電気ポンプ、電気アクアリウム用品、電気かみそり洗浄機、ヘアアイロン、バリカン
22	電気マッサージ器	電気マッサージ器
23	電気芝刈り機その他の園芸用電気機械器具	電気芝刈り機
24	蛍光灯器具その他の電気照明器具	照明器具、携帯用電気ランプ（懐中電灯を含む）
25	電子時計及び電気時計	電子時計及び電気時計
26	電子楽器及び電気楽器	電子キーボード、電気ギター、電子ギター
27	ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具	据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ハンドヘルドゲーム（ミニ電子ゲーム）、ハイテク系トランプトイ

【回収対象外品目一覧表】

	対象品目	具体的に該当する品目の例
1	家電リサイクル法対象機器	液晶・プラズマ・ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
2	各種記録媒体	SDカード、USBメモリ、ビデオテープ、カセットテープ、CD、DVD、ブルーレイディスク
3	各種電池等	バッテリー、モバイルバッテリー、電子たばこ
4	蛍光灯器具その他の電気照明器具	蛍光灯、電球、ガスボンベ
5	インク等	インク、トナーカートリッジ
6	液体類	灯油、不凍液、洗濯機・電気ポット等の液体
7	残さ類	炊飯器・電気ポット・電子レンジ等密閉された調理器具内の残さ、掃除機のごみ、シュレッダー裁断の紙、鉛筆削りのカス
8	不衛生な機器類	ウォシュレットの便座
9	事業系	店舗や事務所などの事業所から排出される小型電子・電気機器
10	梱包材	段ボール、ビニール袋
11	ランニングマシンその他の運動用電気機械器具	ランニングマシン
12	木製小型家電	スピーカー、こたつの天板・足
13	布製小型家電	電気カーペット、電気毛布
14	フロン含有機器	フロンが含有されている機器
15	対象品目一覧表に記載の無いもの	電気圧力鍋、電気ケトル、IHコンロ、空気清浄機
16	付属機器単体のもの	マウス、キーボード、コード類
17	その他	小型電子・電気機器ではないもの